

第7回福島地方裁判所委員会議事概要

- 第1 開催日時
平成18年1月19日(木)午後1時30分から午後4時まで
- 第2 開催場所
福島地方裁判所会議室(4階)
- 第3 出席者
(委員)
大澤 廣, 片岡康夫, 金平祖隆, 高橋一郎, 田口信太郎, 二瓶由美子, 芳賀 裕,
平谷正弘(委員長)(五十音順, 敬称略)
(説明者)
大内事務局長, 大中民事首席書記官, 佐久山刑事首席書記官, 阿部事務局次長,
山方総務課長
(庶務)
降矢総務課庶務係長
- 第4 議事等
- 1 開会(平谷委員長)
 - 2 委員の交代
 - (1) 委員長から, 杉垣公基委員及び吉川三枝子委員の辞任に伴い, 10月1日付けで片岡康夫委員が, 12月20日付けで二瓶由美子委員が, それぞれ選任された旨説明
 - (2) 片岡康夫委員及び二瓶由美子委員自己紹介
 - 3 議事
 - (1) 山方総務課長が, 裁判員制度広報活動状況並びに「裁判員制度全国フォーラムin福島」及び裁判員裁判模擬裁判について説明
 - (2) 「裁判員制度全国フォーラムin福島」の概要ビデオを視聴
 - (3) 裁判員裁判模擬裁判の概要ビデオを視聴
 - (4) 感想及び議題(裁判員制度に関する今後の広報活動の在り方)についての意見交換等の要旨【「裁判員制度全国フォーラムin福島」についての感想等(●=委員長, ◎=委員(出演者), ○=委員)】
 - ◎ このような経験はなかったので, 声を通らず, シナリオどおりに話したつもりだがどのくらい伝わったか心配である。
 - 主催者側としては, 成功したと考えているのか。
 - ほぼ満席であり, よく集まっていた。大成功であった。
 - 裁判員をやってみたい人の挙手を求めたときに1人も手を挙げなかったが, アンケートの結果によれば, 会場の雰囲気と違い, 多くの人が参加したいという結果であった。新聞やテレビなどの報道では裁判員をやりたくないという人が多いという不評のようであったが, そんなことはないという気がした。少しずつ波及して理解が深まってきていると思う。

前回の委員会で検察審査員の経験者が無報酬で検察審査制度の啓蒙を行っているという話題が出たが, 検察審査員の経験者をパネリストに選んだことは良かったと思う。短期大学の講師のパネリストは, 普段の学生に対する接し方が出ていて良かった。良いフォーラムであった。
 - ◎ ある程度関心のある人が多かったのか, 熱心に聞いていた。裁判員制度が始まると多種多様な人が対象になるので, 今後の啓蒙や司法教育が問われる。自

分としても、どのようにして理解してもらったら良いのかを考える上で良い機会であった。

- ◎ 初めての経験であり、自分の勉強にも役だった。20歳代から30歳代くらいの方がもっと参加するようなものを今後も開く必要があると思う。知ってもらうから理解してもらうへと、段階を踏んでいけたらと思う。
- 今回は関心を持っている人が集まったが、今後は関心を持ってもらいたい人をどのようにして集めるかが課題である。

【裁判員裁判模擬裁判についての感想等(●=委員長, ◎=委員(出演者), ○=委員)】

- 模擬裁判は、朝の8時30分から始まって夕方5時30分に判決宣告を行ったようであるが、現実的にもそのようになるのか。
- ◎ 事実関係に争いはなく、尋問もシナリオどおりであった。実際は、尋問はこの程度かと思うが、評議には時間がかかると思う。裁判員選任の手続きもあり、この程度と考えるのは難しい。
- 1日でここまでやるのは辛いと思う。今回の裁判員役は職員が行ったものであるが、一般の人だと評議や判決作成は、1時間や2時間では終わらないと思う。
- ◎ 下準備をしていたのでこの時間に判決宣告ができたが、実際は、もっと時間が必要である。
- こんなに時間がかかるのかというイメージを持った。むしろ半日くらいずつで行うことはどうか。
冒頭陳述や論告などもシナリオがあったのか。
- ◎ 冒頭陳述や論告などにはシナリオはなかったが、裁判員を意識して語りかけるようにして行った。
- パワーポイントは、今後かなり活用されると思う。検察庁では力を入れているようである。
- パワーポイントもいいが、線引きをしないと事務量がかなりかかる。その場で分かる訴訟活動を今後も考えていかなければならない。
- フォーラムの際の参加者からのアンケート結果に出た不安をどのようにして解消していくかが課題と思う。

また、今回は1日で終わったが、1日、2日持ち帰って考えるということも必要かと思う。1日で終わってしまって、後から考えることになる、責任の重さをさらに感じてしまうのではないか。

パワーポイントなどの機材が法廷に入ると、被告人との距離が近くなって法廷が狭苦しくなる。

裁判員裁判が始まると傍聴人が増えると思うが、傍聴人はいずれ裁判員の候補者になることもあるので、傍聴人からも見える、聞こえるということも必要である。

冒頭陳述では殺意と未必の故意について分かりやすく説明していた。今後、もっと進むと良いと思った。

- 法廷に機材を持ち込むのではなく、傍聴席からも良く見えるように、壁などに映し出すシステムなどを作る必要がある。スピーカーも壁に埋め込むものがあるが、そういうことをやらないといけない。

裁判所での裁判員選任手続も大変だと思う。人選してすぐに始めることになるのだから、こういう形で進めるという一つのモデルを作って見てもらった方が良いのではないか。

- 現在の法廷は変わるのか。
 - 仙台地裁では裁判員裁判用の法廷を作った。福島では、模擬裁判のときは応急的な法壇を作って行ったが、今後、現在の法廷の内装を変えて作ることになる。フォーラムのアンケートでは、裁判の期間に関心があるようであったが、なるべく拘束時間を少なくしたいと考えており、1日で終われるなら1日だが、連日的開廷なら間を空けるかどうか、今後詰める必要がある。
 - 模擬裁判は朝8時30分から始まって夕方6時ころまでかかったが、座るのに慣れていない裁判員がそこまでできるか、いかに集中力を継続させられるかが今後の課題である。
 - 今回は裁判員の選任手続きは行わなかったが、今後、模擬の選任手続きも行う必要がある。
 - 公判が連日開廷だと、弁護人としては反対尋問等をどうするか、また、民事事件のスケジュールの関係でも問題がある。弁護人側として考えておかなければならないし、対応は何とかできると思うが、通常の刑事事件より技術が必要であり、1人の弁護士事務所でできるのかなと思う。
 - 連日開廷だと拘置所の負担も大きいし、想定外のこともあると思う。
 - 裁判員制度の説明会などでは、坊さんが裁判員に選ばれて檀家が亡くなった場合やまんじゅう屋がほかに作る人がいないときなどに辞退できないのかななどの質問がある。まんじゅう屋などは臨時休業ということもあるが、短期間で終わるように努力するので理解してほしいと説明するが、坊さんの場合は難しい。説明会は、今後、大学生などの若い人にも話せる場があればと思う。
 - 公判が長くなれば、裁判員を飽きさせない訴訟活動が必要である。ペーパーの棒読みではうまくない。裁判員に関心や理解が湧かないと無罪になってしまうので、分かりやすい訴訟活動を行う必要がある。
 - 評議を行って判決を作成するのは容易なことではないと思う。判決宣告の後に裁判官が説諭を行っているが、裁判官の心のこもった言葉は、将来の更生に役立つ。そういう余裕がなくなるとは困る。国民として、そういう裁判官の説諭の記事を見ると、裁判官に対して親近感も持てるし、そういうのがなくなる裁判では少し寂しい。忙しいで終わってしまえば、裁判官の権威もなくなってしまうと思う。
 - 迅速ということも大事だが、充実したものとすることが大切である。
 - 裁判官の説諭は、これから矯正施設に入る者へのはなむけの言葉である。
 - ◎ 執行猶予の判決の後、がんばれと言って握手をした裁判官がいたということを知ったことがある。
 - 評議に裁判長がどこまでリーダーシップをとるかが問題である。裁判長が反対でほかの裁判官や裁判員が賛成の場合などは心のこもった説諭は出なくなる。裁判長が言い渡す以上、その辺はどうなのか関心を持っている。
 - ◎ どのようにリードしたらよいかは難しい。裁判員全員が無罪で、裁判官が有罪の意見の場合などで、裁判員が有罪へと意見を変えた場合、裁判官が誘導したと思われる。評議を尽くすべきである。
- 【裁判員制度に関する今後の広報活動の在り方についての意見等(●=委員長, ○=委員)】
- 関心のある人はポスターを見るだろうし、パンフレットを作っても見る人は見るが、見ない人は見ない。今後は、2時間くらいの裁判員制度の広報ビデオを作り、中学、高校、大学生などに見てもらい、裁判官に質疑するなどすればイメージも湧くと思う。これからの人を中心に、町の集まりなどで説明会をやってはどうか。

- 裁判員に選ばれると、サラリーマンは仕事を休まなくてはならないから、選ばれた場合に気楽に休める環境を作るため、大きな企業などで説明会を行うのが良いのではないか。
 - その点で、商工会議所が大事だと思う。
 - 検察庁では、JAの支店で説明を行ったり、法務省作成の広報ビデオを大学、高校、中学や地方公共団体、公民館、図書館などに配布した。学校などには無料で説明に行っている。郡山女子大学では1550人も集まって聞いてくれた。高校3年の3学期は社会的教育が必要になるので、高校でも関心を持ってきている。
 - 今後の課題は、司法の領域だけでなく、文部科学省や厚生労働省などと連携して教育していくことが必要だと思う。横のネットワークの充実が必要だと感じる。
 - 先生のOBを社会保険庁で雇って教育を行い、学校に派遣して年金教育を行っているという新聞記事を見たことがある。裁判員制度も先生に浸透すれば、法曹だけでなく司法教育が可能だと思う。
 - ロースクールでは、法廷でのプレゼン能力などの教育の構想はあるのか。
 - そういうことも含めるべきだと思う。基本的な法律知識とともに、基本的な実務能力を教えることも必要と思う。現在では、司法修習生だと模擬裁判を行うカリキュラムもあるが、ロースクールによってはそのようなことを取り入れているところもあると思う。
 - 技術なので、やる必要がある。法廷のあるロースクールなどもあるようである。
 - 学生を法廷に立たせて弁護士の補助としてやらせてはどうかというロースクールの先生の意見を何かで読んだことがある。
 - こういうときにどうするというマニュアル的なものを最高裁で作ってほしい。裁判員の選任手続や裁判員が途中で抜けた場合の手続など、現場の弁護士や検察官の意見や裁判員になる一般の人の意見を聞きながら早急に詰めて進めるべきである。
 - 最高裁においては、現在、国民向けのアンケートを行っているところである。
 - PTAの大会や商工会関係などの各種大会を利用してピーアールタイムを取ることにはできるのではないか。
 - 地方自治体の広報誌に折り込みチラシを入れることも可能ではないか。
- 【支部で裁判員裁判を実施することについての意見等(●=委員長, ○=委員)】
- フォーラムの際の参加者からの質問の中に、裁判員裁判は支部でも行われるかというものがあつた。医療観察事件や4月から始まる労働審判事件も基本的には本庁で行うという流れになっており、裁判員裁判も本庁が中心となることが原則かと思われるが、一般の方が参加することになるので、本庁だけで良いのかどうかについて検討を要する。最終的には最高裁で決めることになるが、この点について意見があれば伺いたい。
 - 福島地裁管内では裁判員裁判の対象事件数はどのくらいあるのか。
 - 40件前後である。
 - 40件すべてを本庁で処理できるのか。
 - 週に1件処理するとして、40件で40週だと休みなしになり、厳しい状況である。
 - 本庁ですべて処理できるのであれば、1箇所ですっかりやった方がハード面では良いと思うし、裁判員としては被告人や関係者に名前や顔を覚えられるのが心配であると思うので、あまり地域密着ではない方が良いと思う。
 - 福島県は広いので、本庁だけだと会津やいわきの人が福島に来るのに半日がかかりである。郡山なら福島県の中央にあり、交通の便も良いのであるから、本庁と

郡山支部くらいの位置づけでやった方が周辺の人には良いのではないか。

- 昨年の対象事件は40件くらいであり、本庁は本庁と相馬支部管轄分、郡山支部は郡山支部、白河支部、会津若松支部、いわき支部の管轄分とすると、事件発生数は、本庁1に対し郡山支部は3になる。郡山支部は回避できないのではないか。
- 弁護士の数も郡山と福島はほぼ同じである。これまでは、郡山管内で発生した事件が福島に起訴されたりしていたので、郡山の弁護士からは不満の声も聞いている。
- 郡山支部で裁判員裁判を行うとした場合、郡山の体制を充実させていく必要がある。
 - 委員の皆さんは、本庁のみで実施するのではなく、郡山支部でも実施してほしいという声が多いようである。今後、検討していきたい。

4 次回の予定等について

- (1) 次回の議題は、追って設定することとした。
- (2) 次回開催期日を平成18年7月13日(木)午後1時15分からとすることです承された。

第5 閉会